

令和8年度「歳末たすけあい支援金」の申請について（ご案内）

生活困窮のため支援を要する世帯に対して、下記の条件に該当する方に「歳末たすけあい支援金」を支給いたします。希望される世帯は下記により申請ください。

1. 申請提出期間

令和8年10月1日(木)～10月31日(土)まで

2. 支給の期間・方法

令和8年12月中旬以降に、地区担当の民生委員児童委員を通じて贈呈させていただきます。

※民生委員が欠員の地区の場合は、振込にて対応させていただきます。その場合は改めてご案内をお送りいたします。

3. 対象世帯

下記の要件に該当し、本事業の支援が必要な世帯が対象です。

要件	①～③の要件において、「はい」となる世帯であること	いずれかに○	
①	あなたの世帯は、申請時及び支給時、富士市に住んでいますか	はい	いいえ
②	生活保護を受給していない世帯ですか	はい	いいえ
③	市県民税非課税の世帯、または令和8年7～9月の3か月間の収入が支給基準額以下の世帯 ※下記の月額収入基準額を超える場合は対象外となります。 ※1軒のお宅で世帯分離していても同一住所なら同じ世帯となります。	はい	いいえ

<月額収入基準額（生活保護基準額を参考）>

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
支給月額	120,000円	165,000円	210,000円	250,000円	290,000円
3か月合計	360,000円	495,000円	630,000円	750,000円	870,000円

<加算対象>

1. 重度心身障害児者のいる世帯：身体障害者手帳1級又は2級所持者のいる世帯かつ療育手帳A所持者のいる世帯
2. 要介護者のいる世帯：寝たきり、認知症の家族がいる世帯

▶ 要件①～③がすべて「はい」の場合

→ **申請書を記入へ 4. に進む**

▶ 要件①～③にひとつでも「いいえ」がある場合

→ **対象外**

<その他対象外となる要件>

1. 不動産収入や一定程度の預貯金、家族等からの金銭的援助がある
2. 歳末たすけあい支援金の支給時に施設へ入所している

4. 提出書類

申請書へ必要事項を記入し、必要な書類を用意してください。
必要書類の取得に関する費用はすべて申請者の自己負担となります。

(1) 申請書

(2) 世帯収入のわかる証明書の写し 世帯全員分の氏名、金額等が確認できるもの

① 収入がある場合 令和8年7～9月の3か月間の月額収入額を証明できるもの
(例：給与明細、年金通知書、準要保護証明書等)

※収入が複数ある場合（年金収入と給与収入等）は、それぞれの収入がわかる書類をご提出ください。

② 収入がない場合 市県民税課税証明書、離職票、雇用保険受給者資格証等

(3) 加算対象者の場合 障害者手帳（1、2級）および療育手帳Aの写し

5. 提出方法

富士市社会福祉協議会までご持参いただくか、郵送してください。

6. 提出期間

令和8年10月1日（木）～10月31日（土）8：30～17：15

※窓口へ持参される場合、令和8年10月30日（金）17：15まで（フィランセの窓口が平日のみのため）

※郵便の場合は令和8年10月31日当日消印有効

※提出期日を過ぎたものは受付できません

※郵送上のトラブルに関しての責任は負いかねます。郵便追跡サービスをご利用いただくか、申請書が届いたかどうか、送付先に電話にてご確認をお願いいたします。

7. 提出後の流れ

①申請書類確認後、富士市社会福祉協議会が審査を行い決定します。

②生活保護受給の有無については、富士市に照会します。

③審査後、歳末たすけあい支援金の支給が決定した世帯には、12月中旬以降に担当地区民生委員児童委員を通じてお届けさせていただきます。民生委員児童委員より連絡があった際は、必ずご対応ください。お届けの日には地域によって異なります。お届けの際には受領書にご記入いただきます。民生委員が欠員の場合は、振込にて対応させていただきます。その場合は改めてご案内をお送りいたします。

④審査後、対象外となった世帯には郵送にてお知らせいたします。

8. その他

- ①歳末たすけあい支援金の支給額は今年度ご協力いただく「歳末たすけあい運動」の募金実績により決定します。支給金額は、昨年度と同額とは限りません。
(昨年度は1世帯10,000円、人数1人につき2,000円で支給)
- ②書類不足や対象要件に該当しない場合、歳末たすけあい支援金等の支給は行いません。
- ③提出後、住所や世帯状況の変更等がありましたら、すみやかに富士市社会福祉協議会までご連絡(☎0545-64-4649)をお願いします。世帯状況が変更になった場合は、対象外となる場合があります。
- ④申請内容の確認など事業実施のために、行政関係機関・担当地区民生委員児童委員等に情報確認をおこないます。また、必要に応じて、富士市社会福祉協議会から連絡する場合があります。
- ⑤申請に関わる書類は、原則お返しできません。
- ⑥ご提出いただいた個人情報、歳末たすけあい運動以外には使用しません。

申請書の提出・お問い合わせ先 (受付時間：平日8:30～17:15)

〒416-8558 富士市本市場432-1 富士市フィナンセ東館1階
富士市社会福祉協議会 生活あんしん課 ☎0545-64-4649